

浜川漁港水産物加工・販売施設運営者募集要領

北谷町漁業協同組合

現在、北谷町漁業協同組合で国庫補助金（防衛省補助金：民生安定施設整備事業補助金）により整備を予定する浜川漁港水産物加工・販売施設について、施設運営者を募集致します。

当該施設については、本年度に基本及び実施設計を行い、令和5年度に建築工事、令和6年度から供用を開始する予定です。

第1 施設の目的

北谷町漁業協同組合は、令和4年現在、正組合員28名、准組合員12名の計40名で構成され、販売事業、指導事業をはじめとし、近年は海洋レクリエーション関連の事業にも取り組んでいる。

昨今の漁業者の減少や漁獲量の低迷といった課題に対し、これまで、北谷町漁業協同組合では、北谷漁協振興基本構想（北谷ニライの海づくり構想及び基本計画 平成19年3月）、北谷町漁業活性化実施計画（北谷町フィッシャリーナ整備を基本とした計画 平成21年10月）を基に、所得向上や経営強化、漁業の活性化に取り組んできた。

水産物加工・販売施設については令和2年度より検討を進め、これまでの取組を踏まえ、浜川漁港の優良な立地条件を活かし、同漁港内に魚価の安定、周辺の宿泊施設や飲食店、観光客を含む一般の方々への水産物の提供を目指し、国庫補助金（防衛省補助金：民生安定施設整備事業補助金）により整備を行うこととしている。



施設イメージ図

※令和4年3月末時点の案

第2 施設計画の概要

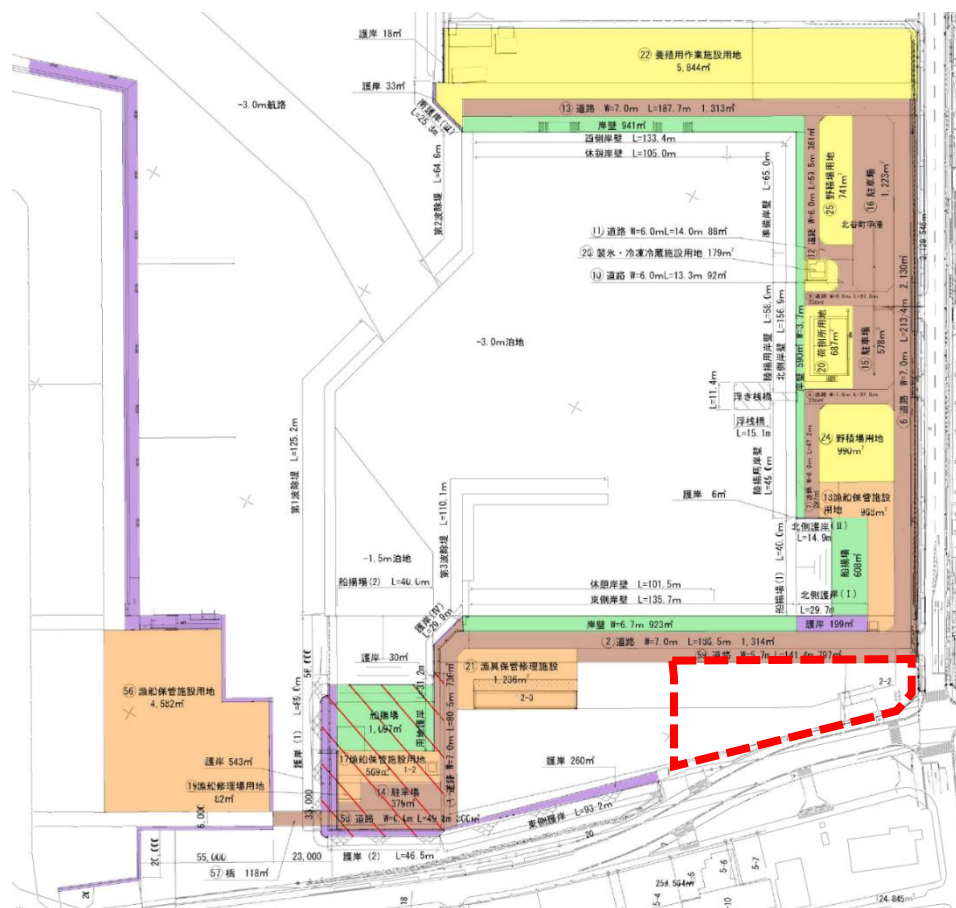
現段階における施設の概要は下記の通り。

1 施設整備の位置

本施設の位置は、浜川漁港南側の北谷町用地内。

次図の赤線の範囲とする。なお、漁港区域の都市計画法、建築基準法の法令等に基づく制限は、下記の通り。

- (1) 区域の別：中部広域都市計画区域内
- (2) 用途地域：準工業地域
- (3) 建ぺい率：60%
- (4) 容積率：200%
- (5) 防火地域：指定なし(建築基準法第22条指定区域)
- (6) 高度地区：指定なし
- (7) 地区計画：指定なし



施設整備計画地

2 施設の内容

本施設は、水産加工施設関連部分と直販施設等販売関連部分の 2 つの機能を有している。

3 施設概要（全体で、345.8 m²、その内加工スペース 126.5 m²）

現計画の主な部屋の面積（予定）は、下記の通り。

(1) 直販部分：36.0 m²

(2) 飲食部分：219.3 m²

飲食コーナー：90.0 m²

直販、見学コーナー：16.0 m²

厨房（食料倉庫含む）：45.0 m²

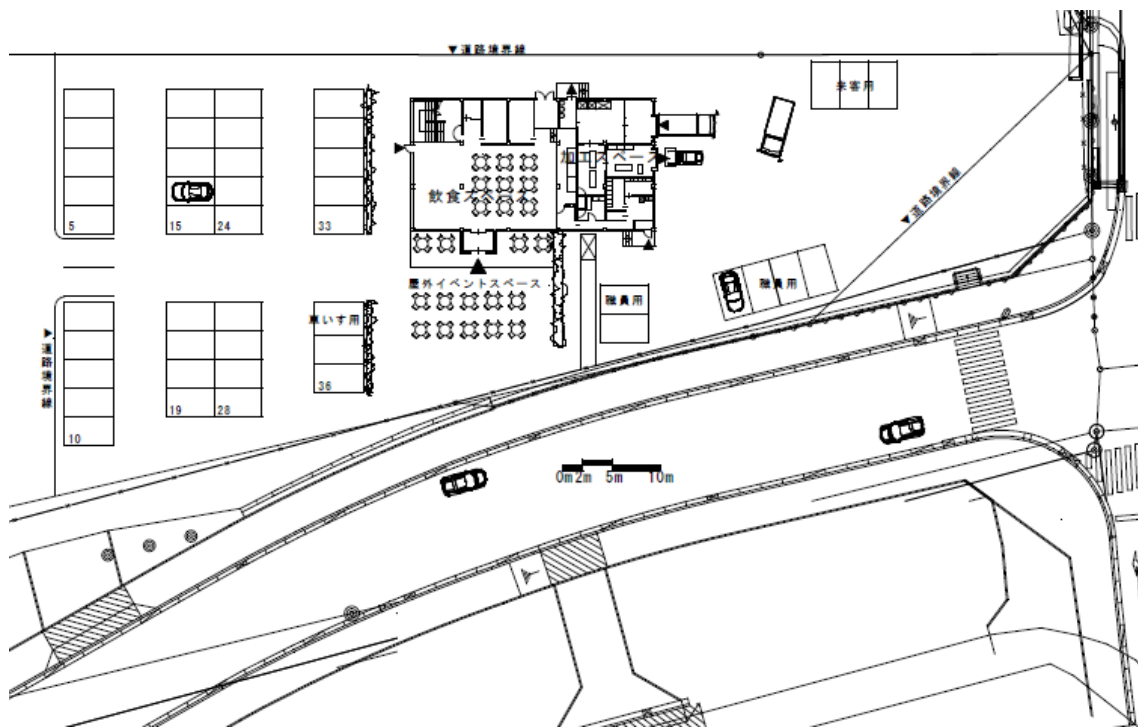
その他（トイレ・階段等）：68.3 m²

屋外イベントスペース：150.0 m²

(3) 加工部分：126.5 m²

加工室：16.5 m²

(4) 駐車場：一般車両 36 台分



施設配置案

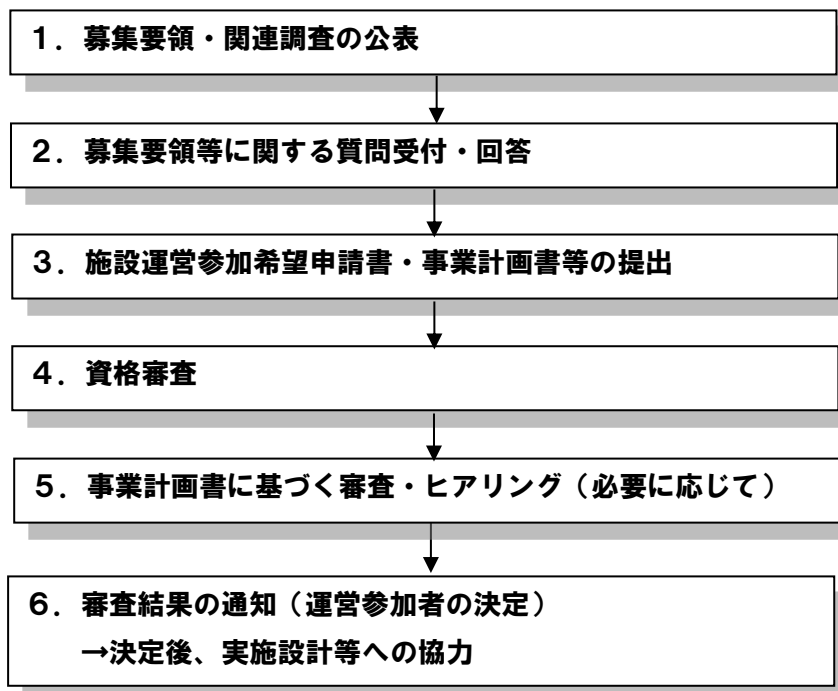
※令和 4 年 3 月末時点の案

第3 施設運営の方法

- 1 建物所有者
北谷町漁業協同組合
- 2 施設運営
施設運営者となる者は、組合員となり、漁協事業として施設運営を行う。
- 3 契約について
北谷町漁業協同組合と建物に関する賃貸借契約を予定する。

第4 運営参加者募集の基本的な考え方

- 1 応募資格
応募資格は下記の通り。
 - (1) 北谷町漁業協同組合が実施する本事業に理解のある者
 - (2) 事業の運営参加にあたり、北谷町漁業協同組合の組合員になることができる者
 - (3) 沖縄県内で飲食店の経営経験のある者
 - (4) 沖縄県内で水産物の卸売経験のある者
- 2 応募から運営参加者決定までの大まかな流れ



3 運営参加者とのヒアリング

北谷町漁業協同組合が必要と認めたときは、施設の運営参加希望者からヒアリングを行うこととする。ヒアリングは以下（１）～（５）の内容を中心として行う。

- （１）対象施設における運営方針
 - ・施設の主なターゲット
- （２）事業のアイデア
 - ・施設内レイアウト
 - ・集客施設における運営方法（PR等集客のための具体的な方策等）
- （３）収支計画
- （４）望ましい賃貸借契約の方法
- （５）地域への貢献
 - ・北谷町漁協との連携、漁業・水産業振興の方策
 - ・地域における雇用創出の見込み

第5 応募の手続き

1 募集要領の配布

- （１）配布期間 令和4年8月2日（火）から令和4年8月10日（水）
- （２）配布場所 北谷町漁業協同組合又はホームページからダウンロード

2 質問の受付及び回答

- （１）受付期間 令和4年8月8日（月）から令和4年8月17日（水）
- （２）提出書類 質問書
- （３）提出方法 ファクシミリ又は郵送にて提出。令和4年8月17日（水）必着
※必ず電話で送信（郵送）した旨を伝え、着信確認をすること。
- （４）回答方法 競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるものを除き、受付次第随時北谷町漁業協同組合ホームページにて回答する。
- （５）留意事項
 - ・電話等口頭による質問は受け付けない。
 - ・質問書に複数項目を記載すること及び複数枚又は複数回提出することは可とする。
 - ・回答書に記載した内容は、この募集要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

3 施設運営参加希望申請書・事業計画書等の提出

- （１）提出期間 令和4年8月15日（月）から令和4年8月26日（金）
- （２）提出場所 北谷町漁業協同組合
- （３）提出書類

施設運営参加を希望する者は、次の書類一式を10部（正本1部、副本9部）提出すること。

- i 施設運営参加希望申請書（第1号様式）
- ii 共同企業体構成書（第2号様式）※共同企業体で応募する場合

- iii 委任状（第3号様式）※共同企業体で応募する場合
 - iv 誓約書（第4号様式）
 - v 担当者調書（第5号様式）
 - vi 事業計画書（第6号様式）※事業計画書については別様式も可
- (4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。令和4年8月26日（金）必着）
※郵送の場合は、郵送による提出であることを事前に伝えること。

4 事業計画書の著作権等の取扱い

- (1) 事業計画書の著作権は、北谷町漁業協同組合に帰属するものとする。

5 留意点

- (1) 提出書類の押印箇所には全て代表印を押印すること。
- (2) 1事業者あたり1提案とする。
- (3) 文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることができる。
- (4) 提出書類は返却しない。また、提出期限より後において書類の修正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

第6 その他留意事項

1 参加要件

次に掲げる参加要件をすべて満たすこと。

- (1) 日本国内に本店又は支店を有する法人であること。
- (2) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センターその他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人及び政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生更生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税、法人町民税等の滞納がないこと。
- (6) 経営内容、業務実績等から本事業の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。

2 応募に要する費用

応募に要する全ての費用（書類作成費、交通費、通信費等）は、参加された事業者の負担とする。

3 追加調査への協力依頼

必要に応じて追加の問合せや文書による照会等を実施する場合がある。

4 審査結果の通知

本募集の実施結果については、応募者全員に対し別途文書にて通知する。なお、提出された書類及びその審査内容、審査経過については公表しない。

第7 お問い合わせ・連絡先

〒904-0114 北谷町字港4番地

北谷町漁業協同組合

電話：098-936-1847

FAX：098-936-8893

(了)